

〈論文〉

# 「普遍的人権概念と道徳的多元性 —イグナティエフの人権思想—」

## Universality of Human Rights and Moral Pluralism —On the notion of Human Rights in the thoughts of Michael Ignatieff—

細見 和志

### Abstract

Making International Human Rights Regime more effective and solving the problem of the antagonism between universality of Human Rights and moral pluralism, is really one of the biggest problems for the contemporary human rights issues. Michael Ignatieff proposes a pragmatic way of thinking about Human Rights. He argues that we should take the notion of human rights, not as a philosophical and religious discussion, but as practical one such as protection of a negative freedom, and try to regard the problem of Human Rights as a political issue. This paper will point out the positive meaning of Ignatieff's understanding of Human Rights, and examine its negative aspect.

### 概要

国際人権レジームをさらに実効性あるものにし、人権概念の普遍性と世界の道徳的多元性との対立というアポリアをどのように解決するか。この問題は、現代の人権論に課せられた大きな問題のひとつであるといつてよい。この問題に対してイグナティエフは、プラグマティックな人権論を提唱している。その骨子は、人権概念を哲学的・宗教的議論から解放し、消極的自由の保護という実践的な目的に限定し、人権を政治として捉える、というものである。この論文では、イグナティエフの人権論の意義とその問題点について若干の考察を試みてみたい。

### はじめに

国際人権レジームをさらに実効性あるものにし、人権概念の普遍性と世界の道徳的多元性との対立というアポリアをどのように解決するか。この問題は、現代の人権論に課せられた大きな問題のひとつであるといつてよい。この問題に対してイグナティエフは、プラグマティックな人権論を提唱している。その骨子は、人権概念を観念的な基礎付け主義から解放することによって世俗的な人権

擁護論を構築し、人権の目的を人間の主体的行為能力の保護という実践的な目的に限定して、人権を政治の観点から捉えなおす、というものである。

『人権の政治学』<sup>(1)</sup>に収められたふたつのテキスト、「政治としての人権」、「偶像崇拜としての人権」においてイグナティエフが訴えるのは、「人権の根拠・原理とは何か」といった、人権原理に関する哲学的な議論よりも、「どのような人権概念を提示すれば、人間を虐待、抑圧、拷問といった苦しみから救えるか」という、現実の目的に即した人権

論の問い合わせの重要性である。人権を超越的な価値に対する信仰であるかのごとき「偶像崇拜」から解放し、現実の政治的道具・手段として構想すべきである。そうすることによって人間観や世界観の異なる価値多元的な世界においても、幅広く合意と共通理解が得られる人権政策が可能になる、といグナティエフは考えている。人権の普遍性と価値多元性とが両立できるようになるためには、人権概念を実践的な目的に適合するように縮減し、世俗化してしまうことが、最良の方法だ、というのである。

こうしたイグナティエフの主張をどのように評価すればいいのだろうか。確かに現実の人権侵害や抑圧に対する解決の手段、道具として人権概念を構想することは、国際人権レジームにとって重要なことであるに違いない。いたずらに各自の帰属する社会的規範や人間認識に基づいて、その共同体にのみ妥当する人権概念に固執し、国際的な次元での合意を不可能にしてしまうことは、人権の普遍性構想の中に文明の衝突・対立という図式を持ち込んでしまい、文化相対主義に絶好の口実を与えることにもなるし、不当な抑圧や虐待からの解放という人権政策が担っている大きな役割を阻害することになりかねない。その意味で、このイグナティエフの着想と試みは、グローバル社会に通用する人権概念を考える上で、今後参照すべき絶好のモデルとなるであろう。

ただ、人間の主体的行為能力の保護へと限定された人権のミニマリズムが、その人権に関する原理的思考の放棄を前提するとなると、かえって人権概念の一元化を招いてしまい、多様な文化に開かれた人権論の可能性が閉ざされてしまうのではないか、という懸念が生じる。人権概念に関する非生産的な論争や対立を回避しようとするあまり、複数の人権思想に対する柔軟で寛容な姿勢が失われ、逆に異なる人権思想を排除するような考え方

が生まれるのではないだろうか。もちろん、イグナティエフ自身は、そのような不寛容な姿勢には賛同してはおらず、むしろ、彼の提示する人権概念が多様な文化的差異に対しても開かれた性格を持っているかを強調している。だが、いかなる人権概念であれ、そこにはなんらかの原理的思考が働いており、自らがよって立つ原理的基盤に対する理論的反省なしには、さまざまな批判に対して自らの正当性を主張し得ないし、脆弱な理論的基盤しか持ちえないことになってしまう。

むしろ道徳的多元主義と人権の普遍性との対立図式を回避するには、幅広い合意が得られるとはいえ、ただひとつのミニマムな人権概念による合意という戦略を採用するのではなく、多様な原理や根拠にたいして開かれた人権思想の枠組みを構築すべきではないだろうか。実際、後に触れることになるが、そもそも西洋起源の人権思想そのものからして、互いに異なった人権原理を内包しているのであって、今日、「世界人権宣言」に結実した普遍的な人権思想の背景には、多様な人権論の歴史が広がっている。

イグナティエフの試みを基本的には是としつつ、同時に、人権原理に関する開かれた原理的思考の可能性を探るには、イグナティエフの人権論そのものの原理的基盤を検討する必要があるだろう。結論的にいえば、イグナティエフの人権概念は、西洋の人権原理のひとつである規約に基づく人権概念、すなわち金泰明氏のいう「ルール的人権原理」<sup>(2)</sup>に近い。この原理の利点は、人権の根拠に、超越的な原理を想定しないことである。神や人間の尊厳を原理とする「価値的人権原理」と違って、あくまでも社会的・世俗的な規範として考えられている。その意味で、金氏が指摘しているように、この「ルール的人権原理」は道徳的多元主義との対立を回避できる可能性を内包しているといえるだろう。そう考えれば、イグナティエフの基礎付け不要論

は文字通り受け取る必要はなく、「価値的人権原理」に対する批判として解釈すればいいのではないか。

この論文では、以上のような問題意識に立って、イグナティエフの人権論の意義とその問題点について若干の考察を試みてみたい。言うまでもないが、本稿は、イグナティエフの人権に関する幅広い豊かな提言の全体を扱うことは出来ない。ここでは、主に人権の基礎付けをめぐるイグナティエフの議論だけを考察の対象にする。彼の国際人権政策、例えば、人権侵害に対する介入の問題、ナショナリズムや集団的権利の問題、さらには、立憲主義的国家の問題などについては、ここでは触れないことにする。

論述の手順と各章の要点は以下の通りである。

## I. 「人権のプラグマティズムとミニマリズム」

イグナティエフの人権論の要諦を確認する。彼によれば、人権という概念や制度は、あくまで人権侵害・抑圧・残酷な処遇などから人々を守るためにものである。したがって、人権の目的はプラグマティックなものとして理解しなければならない。いいかえれば、人権は政治的な道具あるいは手段であって、偶像崇拜の対象ではない。この目的を実現するために必要な人権は、「最小限主義（ミニマリズム）の方法」で正当化される。この方法に従えば、人権の普遍性は道徳的多元主義と両立可能である。

## II. 「ホロコーストと人権」

イグナティエフのプラグマティックな人権観（ミニマリズム、基礎付け不要論）の背景には、ホロコーストと世界大戦に関わる悲惨な歴史的経験がある。ホロコーストが明らかにしたのは、人間的本性への根本的な不信である。人間は、自然のままでは、他者に対して道徳的配慮をしない。したがって、人間的本性のうえに人権の根拠を打ち立てることは出来ない。むしろ人間性への不信、恐怖の上にこそ、

人権は構想されなければならない。ところが人権の根拠は、人間の尊厳という内在的価値に求められることが多い。これ以外に人権原理が存在しないとすれば、人間の内在的価値に対して懷疑的なものにとっては、人権の基礎付け論は不可能である。だが、ホップズの「社会契約論」にはもうひとつの人権原理の可能性が見出せるのではないか。

## III. 「ルール的人権原理としてのミニマリズム」

イグナティエフの人権論の基礎にあるのが人間的自然に対する不信であるとすれば、そこから考えられるのは、人間の超越的な価値に人権の基礎を置く「価値的人権原理」ではなく、人間同士の規約・契約に人権の基礎を求める「ルール的人権原理」である。人権ミニマリズムとしてイグナティエフが提示する人権概念は、「価値的人権原理」と並ぶ近代人権論のもう一つの水脈である「ルール的人権原理」と共通する点が多い。イグナティエフの人権概念をこのように理解すれば、人権原理をめぐる基礎付け論に対しても、また多様な人権原理に対しても、開かれた性格を持つことが出来るのではないか。実効性ある人権レジームが、人権の基礎付け論争の場になることは望ましくないが、かといって原理論を放棄することは危険である。プラグマティックな次元と批判的思考の次元を区別しながら、開かれた人権概念の構想を続けるべきであろう。

## I. 人権のプラグマティズムとミニマリズム

最初に、『人権の政治学』におけるイグナティエフの人権論の骨子を整理しておこう。

イグナティエフ『人権の政治学』は、「訳者あとがき」によれば、2000年にプリンストン大学で行ったふたつの講義（「政治としての人権」、「偶像崇

挙としての人権」)がもとになっている。イグナティエフによるふたつの講義テキストのほかに、この講義に対する複数のコメントーターによる批判的論評とそれらに対するイグナティエフからの応答、そして編者であるエイミー・ガットマンの序によって構成されている。

ここではふたつの講義テキストの中から「偶像崇拜としての人権」を中心にして、イグナティエフの主張の要点を確認しておきたい。

一般に、人権は、特定の国家の法や国家権力、さらには特定の宗教的権威を超越した権利であるとされている。個人に対する国家や宗教的権威による残虐で不寛容な行為や処遇から個人を守るために、国家や宗教の権力を超えた普遍的な権利が必要である。個人の生命、財産、自由を保護するには、帰属する共同体の成員を拘束する法よりも上位に位置する価値の次元が存在していなければならぬ。人権とは、特定の共同体の成員であることによって生じる権利ではなく、国籍、民族、性別、年齢、貧富の差、思想・信条といった一切の社会的帰属関係や個人の属性とはかかわりなく、ただ人間であるという最も基本的な事実に基づいて生じる権利として理解されている。したがって人権は、国家、民族、宗教を超えた普遍性を有する特別な権利であると考えられている。

ところが、実際にはこの人権の普遍性に対しては、さまざまな立場から異議の申し立てがなされている。イグナティエフが取り上げているのは、イスラム、アジア的価値観、西洋のポストモダニズムからの批判や異議申し立てである。

イグナティエフは、「世界人権宣言」起草時にサウジアラビア代表が「婚姻の自由に関する16条と宗教の自由に関する18条」に反対を表明した例を挙げている。反対の理由は、「家父長の権威の擁護」であって、サウジアラビア代表は、「女性を交換することはまさしく伝統文化の存在理由であり、婚

姻の際に女性が選択する自由を制限することは家父長的所有関係の維持にとって重要なことである」と申し立て、反対した。また、イラン革命以来のイスラムの指導者たちは、西洋の近代政治思想の基本的枠組みである政教分離の理念とイスラムの伝統とが相容れないことを主張し、そうした考え方方に基づく西洋流の人権規範が普遍妥当性を持っているといわれていることに疑念を示してきた。<sup>(3)</sup>

「アジア的価値観」を主張する人々からは、よく知られているように、人権思想にみられる個人主義が、個人の利益や権利よりも家族や共同体といった社会的秩序を優先する「アジア的モデル」にとっては相応しくない、という理由で、人権の普遍性に疑いが投げかけられている。<sup>(4)</sup>

さらに西洋のポストモダニズムの陣営からの批判もある。その批判を要約すれば、人権の普遍性とは、西洋の文化的帝国主義、あるいは植民地主義という政治的支配の一環として信じられてきたものであって、そこにはきわめて特殊西洋的な性格が濃厚に現れており、非西洋社会においてそのまま通用するものではない、ということになろう。<sup>(5)</sup>

こうした批判に対して、どのように答えることが出来るのだろうか。西洋的世界観と価値観がそのまま非西洋世界が目指すべき目標であり、普遍妥当性をもつといった素朴な信念はすでに揺らいでしまっている。世界の各地域で形成されたさまざまな文化や伝統は平等に尊重されなければならないのであって、人権の理念が普遍性を獲得するためには、文化的特殊性といかに折り合いをつけるか、どこまで譲歩するか、という問題に取り組まなければならない。世界の文化的・道徳的多元性を承認したうえで、いかにして人権の普遍性を担保するか、言い換えれば、グローバリゼーションの時代に通用する汎用性のある人権概念はどのようなものであるべきか。イグナティエフの人権論は、まさにこの問題に対するひとつの解決の試

みである。

イグナティエフがとる第一の戦略は、人権に関する基礎付け主義的な議論にはあえて踏み込まず、沈黙を守ることである。この態度は、イグナティエフによれば、「世界人権宣言」のそれと同じである。「世界人権宣言」は「人権を正当化する論拠にはまったく言及」せず、「権利を謳いあげる」だけで、「なぜ人びとが権利をもっているのかは説明しない<sup>(6)</sup>」。「究極的問いに對してプラグマティックな沈黙」で応えること、いいかえれば、人権の概念を「正当化論のいくつかから切り離<sup>(7)</sup>」すこと、これが、イグナティエフの選択した答えである。

原理的思考、つまり「人権とは何か」という問い合わせに対して、宗教的、形而上学的観点から答えを見出そうとする試みは、立場の違いによってたちまち人権原理に関する果てしもない論争を引き起こすことになりかねない。「人権は何に基づいているのか」という基礎付け主義的問題を、「人権の目的とは何か」というプラグマティックな問いに置き換えることによって、世界観や価値観の違いから生じる対立を回避しようというのが、イグナティエフのねらいである。

彼は、次のように述べている。

「私がここで主張したいのは、この種の基礎付け主義的議論をいっさいなしですませるべきだということである。そしてまた、人権が現に人間にとて役立っているということを根拠にして人権の支持論を構築するほうが、それよりもはるかによいということである。私たちが、権利をもっているのはなぜなのか、それについて人びとの意見が一致することはないかもしれないが、私たちが人権を必要としているということについて意見を一致させることは出来る。人権という信念の形而上学的基礎付けについては意見の衝突がおこりがちだが、それにくらべれば、思慮分別に発する根拠から人権保護の必要性を信じるほうがずっと確

実である。現代の人権にはそのような確実な根拠が必要であり、またそのような根拠は歴史が私たちに語りかけることにこそあるのだ。<sup>(8)</sup>」

基礎付け主義的議論には「プラグマティックな沈黙」で応じたイグナティエフの第二の戦略は、人権概念を必要最小限度にぎりぎりのところまで縮減する「人権のミニマリズム」である。人権概念を無制限に拡張したり、人権の根拠に宗教的・形而上学的な基礎を持ち込んだりすることを避け、個人としての自由を守ることに人権の最小限の、しかし不可欠な意味を見出するのである。それによって、宗教的にも文化的にも多元的な今日の世界に必要な人権概念を構想することができる、というのである。

人権の根拠に関する論争を回避するとはいえ、また「人間本性をめぐるいかなる特定の理念にも訴え<sup>(9)</sup>」かけないとはいえ、この最小限度の人権概念にも、正当化の根拠はある。それは歴史である。特にここで想定されているのは、「20世紀ヨーロッパの歴史的破局」であり、「ホロコーストやそれに類した他の犯罪の記憶<sup>(10)</sup>」である。過去の悲惨な記憶が、人間にとて耐え難い不幸とは何かを教えてくれる。どのように生きるべきかと、何をもって善き生活とするか、という問題については、文化や宗教によって出てくる答えは様々である。しかし、どのような状況に置かれれば、人間の生命は危険にさらされることになるか、という問題に対しては、意見が一致するのではないか、とイグナティエフは言う<sup>(11)</sup>。

「人権には普遍的なコミットメントがともなうものだが、その普遍性の要請と生活様式の広範な多様性とが両立することができるのは、そこにふくまれる普遍主義が自覚的にミニマリストである場合だけである。人権は、いかなる種類の生にとっても最小限必要とされる条件を規定する、正義に関する断固として「希薄な」理論である場合にだけ人びとの賛

同を得ることができるのである。<sup>(12)</sup>」

では必要最小限の人権とはなにか。

「人権が重要であるのは、人権をもつことで人びとが自分自身を守ることができるようになるからである。人権とは、人びとの主体的行為能力（agency）を守るものである。主体的行為能力という言葉で、私はほぼ、アイザイア・バーリンが「消極的自由」という観念によって指していたことを表現しようとしている。消極的自由とは、各個人が強制や妨害なしに、合理的の意図を達成できる能力を意味している。（中略）人権とは、個人に「当事者能力」（empowerment）を付与する言語である。個人に当事者能力を付与することが望ましいのは、主体的行為能力をもつ個人は不正義から自分を守ることができるからである。同様に、主体的行為能力をもつ個人は、なにを目的として生き、なんのために死ぬかを自分で決められるからである。この意味で、主体的行為能力を強調することは個人に当事者能力を付与することなのである。しかし、同時にそれは、人権の主張それ自体に制限を課すことにもなる。人びとはそれぞれ、これこそが自分にとって送るにふさわしい生活だ、といったものを思い描いている。だが、主体的行為能力を保護するからといって、かならずしも、そのような生活を可能にするために、あらゆる権利を保護しなければならないということにはならないのである。<sup>(13)</sup>」

さて、このような人権のミニマリズム（最小限主義）は、道徳的多元主義と対立することなく、普遍性をもちうるのであろうか。

イグナティエフの人権概念は、西洋近代特有の個人主義を色濃く反映した内容となっている。個人的権利は、集団的権利に先立ち、それに優先するというのがイグナティエフの立場である。人権の目的は、なによりも個人を守ることにある。個人が、自立的で理性的な存在として、自分自身の

人生を選択し、人生の目標を設定できる環境を保障すること、この目的のため人権は存在する。虐待や差別、さらには残酷な処遇は個人からこうした可能性を奪い去ってしまう。自己の意志に反して、国家や共同体の正義に従うように強制されたり、不本意な形で宗教的信仰を強要されたり、伝統的慣習のもとに自己の尊厳を傷つけられたりすることは、自分が自己の主人として主体的に考えたり行動したりすることをできなくしてしまう。こうしたあり方を主体的に自ら進んで選択するのではない限り、主体的行為能力が奪われたり、脅かされたりするような状況は、人間にとって明白な不幸である。

われわれが人権を考えるにあたって、人権概念から削除してはならない不可欠の要素はこの個人主義である。ところが、個人主義的な考え方は、イスラム教や「アジア的価値観」などの陣営から、西洋中心主義的な姿勢であるという批判があった。こうした批判を受け止めて、誠実に対応するには、この個人主義の旗を降ろすべきなのだろうか。

イグナティエフの答えは、否である。彼は、仮に非西洋世界から、人権概念に含まれる個人主義について批判されたとしても、それによって個人主義的色彩を弱めたり、妥協したりすべきではないと、強く主張している。むしろ反対に、人権の個人主義的性格を強調すべきであって、西洋中心主義的であるとの批判を受けて譲歩するのは、人権のもつ力を逆に殺ぐ結果になってしまふのだ、という。

イグナティエフによれば、人権が、西洋世界だけに止まらず、多くの非西洋世界の地域に受け入れられ、普遍性を獲得してきたのは、実は、人権があくまでの個人の権利を守るためにものであるからである。

「人権が西洋以外の人びとにとって魅力的であるのは、まさしくこの個人主義のゆえである。また人

権が世界的な運動になった理由を説明するのも個人主義なのだ。家父長制社会や部族社会で女性や子どもが抑圧にさらされているとき、その抑圧に反対する女性や子供の主張を法的にも有効なものにするために、世界のどこにあっても利用できる唯一の道徳的の固有言語、それが人権である。<sup>(14)</sup>」

イグナティエフの考える人権の普遍性とは、世界中のすべてのひとが賛同しているということではない。おそらく一部の権力者にとって人権思想は、国家権力の維持と国民の効率的管理にとって、好ましいものであるとはいえないであろう。個人の権利を第一に考えるより、個人の自由がある程度犠牲にしても国家や社会の発展を優先すべきであり、その方が国民の幸福を実現する最良の方法であると信じている指導者にとっては、人権思想は国家の発展にとって面倒な邪魔者でしかないかもしれません。

また人権の普遍性とは、世界のどの文化にも起源をもたない価値中立性、またあらゆる宗教的・文化的伝統や慣習の拘束、あるいは影響から自由な無色透明な性格を意味するのでもない。彼の考える普遍性とは、このような人権の無国籍性を指しているのではない。

そうではなくて、彼は人権の持つ西洋的性格—それは個人主義的性格のことだが—を積極的に認めたうえで、むしろまさにその個人主義的であることが、人権を普遍的たらしめるのであり、「暴政に対する効果的な治療法であることのあかし」であり、「極めて多様な文化に属する人びとにとつて魅力あることのあかし」なのである。

「権利はこのように個人主義を前提にしているのだが、これは、西洋的な個人の観念を西洋以外の文化に押しつけるものだ、という批判がしばしばある。私は逆に、道徳的個人主義は道徳的多様性を擁護すると主張したい。<sup>(15)</sup>」

消極的自由としての人権はなるほど、最小限の

人権である。しかしそのことがかえって、人権の普遍性を高めることに通じている。文化的な多様性は、多様性を許容し、承認する合意があつてはじめて可能である。異なる宗教や文化にたいする不寛容はあらゆるところに存在している。西洋であれ非西洋世界であれ、自己の信念や意志に反して信仰を強制されることは、望ましいことであるとは考えられない。宗教的・文化的多様性は、個人の主体的行為能力が守られて初めて意味をもつてくるのである。イグナティエフのいう人権とは、道徳的多元性が成立するための可能性の条件、あるいは普遍的基盤であるといえるだろう。

## Ⅱ. ホロコーストと人権

次にイグナティエフの人権論の背景をなす人間観について考えてみたい。彼は、人権のミニマリズムを持ち出すに当たって、人間本性を基にした人権概念の正当化は行わない、といった。それは、単に、人権の根拠や正当化に関する議論にたいしては、いわば方法的沈黙を守るという戦略的な理由だけによるものではない。そこには、人間に關する彼の醒めた認識が隠されているように思われる。この人間認識が、いわゆる天賦人権説や尊厳論のような人間本性がもつ至上の価値を基礎とする人権概念に対する彼独特の拒絶的態度となって現れているのではないだろうか。

さらにいえば、彼の人間認識は、イグナティエフ固有の性格を持っているかもしれないが、思想史の中に、同じような人間認識の系譜を見出すことができる。それをたどると、もう一つの人権原理にたどり着く。それは、人間本性の内在的価値の上に人権の根拠を置こうとする人権思想とは異なり、善き社会を築くための約束、規約、ルールとして人権を考えようという立場である。

まず、イグナティエフの人権論の底にある、一

種のニヒリズムとも言うべき醒めた眼差しに目を向けてみよう。それは、次のような言葉に表れている。

「人間の自然の属性のうちには、人権の基礎となるようなものはなにひとつなかった。まさしくそれをみせつけられた歴史的瞬間に、世界人権宣言は人権という理念の再構築に踏みだしたのである。<sup>(16)</sup>」

その歴史的瞬間とはなにか。それは、第二次世界大戦であり、残虐さをまぎらわぬホロコーストの経験であった。

「ホロコーストは、純然たる暴政が人間に自然にそなわった残酷さを思うがままに操って利用するとき、世界がいったいどのような姿になるかを白日の下に晒した。だからホロコーストがなければ世界人権宣言はなかった。逆に、ホロコーストがあったからこそ、世界人権宣言を無条件に信仰することもできないのだ。ホロコーストは、思慮にもとづいて人権が必要であること、そして人権とは究極的には脆弱なものであること、この両方を証明したのだ。<sup>(17)</sup>」

イグナティエフが人権を考えるに当たって注目するのは、「人間が自然的には他者にどれほど無関心であるか<sup>(18)</sup>」という、20世紀の歴史が教える冷厳な事実であった。人間はその自然的な傾向に従えば、自分の属する仲間（家族、親戚、民族、国家）にしか関心が持てず、共同体の外部にいる他者に対してはほとんど無関心でいられるということを忘れてはならない。

「だから、私たちは人権の基礎を、自然のままの人間の憐憫の情や連帯の上に築くことはできない。というのも、こうした性質が自然のものであるという考え方には、それらは生得的であって、諸個人の間で誰にでも例外なく与えられているということを意味しているからである。現実は、一ホロコーストとその他の数え切れないほどの残虐行

為が明らかにしたように一そうではない。<sup>(19)</sup>」

「私たちは人間の自然の上にではなく、人間の歴史の上に、もし人間が権利を保護されなければどうなってしまうのかについて知っていることの上に、人権の基礎を築かねばならない。私たちは希望の上にではなく、恐怖の証言の上にそれを築かねばならない。私にはホロコースト以来の人権意識はこのようにして築かれてきたように思う。<sup>(20)</sup>」

ホロコーストの経験と記憶は、理性的精神と歴史の進歩を信じる啓蒙主義的世界観に対する人びとの信頼を打ち崩した。野蛮は理性の反対物ではなく、ほかならぬ理性自身の中に野蛮が潜んでいたことを告発したのは、アドルノの『啓蒙の弁証法』であった。アドルノと同様に、イグナティエフも人間の本性や自然といったものに対する素朴な信頼は失っている。20世紀の戦争とホロコーストは、人間には本質的に道徳的意識や他者に対する共感能力が備わっており、その点にこそ、人間の尊厳があるという楽観的な人間認識に強い疑念を抱かせる出来事であった。

人権の根本を人間の尊厳への信頼に据えず、逆に人間的自然への不信に人権の究極の根拠を見ようとするイグナティエフの眼差しは、歴史的な系譜を遡ればホップズの社会契約論に共通した問題意識を見出すことが出来る。

人間の自然状態を「万人の万人に対する戦争状態」とみなしたホップズにとって、人間はそのままの状態では本質的に「他者への配慮」をもてない骨の髄までのエゴイストである。したがって、ホップズに課せられた課題は、いかにしてエゴイストの住む無政府空間を秩序ある社会的空間へと変えることができるかという難問を解くことであった。

ホップズが見出した解答は、強力な権力をそなえた国家装置の創設である。自分の命は自分で守るという自然権を一旦国家に譲渡し、契約を交わ

すことによって、今度は逆に国家によって守ってもらうようなシステムを構築すること、これがホップズの社会契約論である。ホップズにとって社会的秩序は人間の本性の上に自然に築かれるものではなく、人間が自らの自然的暴力から身を守るために、人為的に取り交わす約束・契約に基づいている。その場合、国家権力は強大でなければならない。そうでなければ、秩序を破壊する者に対する抑止力が働くなくなってしまうからである。

ホップズにとって、人間の自然的性質、つまり生まれつきそなわった本性の中には、他者への配慮は組み込まれてはいない。したがって人間の尊厳や崇高さといった人権の根拠は、人間的自然の中には書き込まれていないのである。人が安全に暮らしていくには、人為的な権力機構の働き、つまり政治が必要となる。自然権も自然法もそれが実効性を持つためには、強制力を持った政治権力がなくてはならない。

では、国家権力が肥大化し、社会契約に反して人民を抑圧し、人民の生命・財産を脅かし始めたとすればどうすればいいのか。

20世紀は、いわゆるナショナリズムの時代である。個人の自己決定権（自由）よりは、個人の帰属する集団の自己決定（民族自決権）が優先され、国家の利益のために多くの国民が動員され、命を失った。利己的人間の自己保存のための安全装置としての国家は、20世紀において、その怪物リヴァイアサンとしてのもうひとつの顔を徐々に現し始めたのである。国家には、国民の安全を保障する庇護者としての顔とともに、国民全体を戦争へと巻き込み、あるいは国家の正義に抵抗する者を監禁し、抹殺しようとするもうひとつの顔があった。全体主義国家の出現である。

こうした国家による暴力に対抗するには、国家の正義、国家の法を超える審級が存在しなければならない。「万人の万人に対する戦争状態」を回避

するには、国家権力が必要とされたが、国家による戦争状態から身を守るためひとびとが求めたのは、「世界人権宣言」に結実する普遍的な人権という砦であった。

「ヨーロッパの集団主義が残した悲惨な遺産が、世界人権宣言起草の枠組みとなる経験として想起されていなければ、人権宣言をつらぬく個人主義は西洋ブルジョワの資本主義的偏見を宣言にまとめあげたものにすぎないとえことだろう。実際はそんなものではなかった。世界人権宣言は、全体主義的国家に対抗して個人の主体的行為能力を保護するためにヨーロッパの自然法の伝統を再興しようとした、入念に検討された試みだったのである。<sup>(21)</sup>」

亡命ロシア貴族の血を引くイグナティエフにとって、20世紀前半の世界を襲った災厄は、彼自身の世界観の形成に消すことのできない強い印象を残しているに違いない。第二次世界大戦が終わった後に生を受けたとはいえ、戦時においてみせる人間の残虐さや絶滅収容所での悲惨な出来事は、イグナティエフの人間認識の基底にあって、そのことが、彼に人間の自然的本性の尊厳や神聖さといった観念に対する深い懷疑の念を表明させていえるといえる。

人権は、イグナティエフにとって、人間存在への賛歌、人間だけにそなわる普遍的で神聖な価値への信仰が生み出した絶対的な権利ではない。人間性への信頼ではなく、逆に人間性への徹底した不信、絶望から人権の必要性を捉えなおそうとしている。この場合、人権は、ホップズと同様、人間の自然的本性の中に根拠を求めるることは出来ない。人権は、人間が味わった恐怖に歴史のうえに築かれる「政治」でなければならない。

ところで、「消極的自由」としての人権という考え方方は、たしかに宗教や文化の違いを超えて、人びとを抑圧や虐待から守る言論の根拠になりうる。

人権に対する偶像崇拜を止め、人権を徹底的に世俗化し、政治的な手段としてプラグマティックに捉えようという彼の試みは、人権という考え方には地球規模の普遍性を与えるには、有効な戦略であるだろう。

さらにまた、人間性に対する素朴な信頼ではなく、人間への不信と恐怖の上に人権の基礎を置こうという彼の提言は、戦争の世紀という歴史を経験した今日の私たちにとって、強い説得力をもって迫ってくる。人間の善性、他者に対する共感や慈悲、寛容の精神といった人間の徳性を全面的に否認するわけではないが、それらがいかに脆弱であるかということを嫌というほど経験した以上、徳性が發揮されるような強固な土台や仕組みを作つておかなければならぬ。そのために必要とされるのが、人権の言語であり制度であるというのも、多くの人の共感を得るだろう。

だが、他の論者も指摘しているが、そうだからといって人権に関する基礎付け主義的な議論は不要である、ということになるのだろうか<sup>(22)</sup>。人権概念を道徳的多元性と折り合いをつけさせ、政治的な手段として捉えるというイグナティエフの人権構想は、人権原理に関する多様な意見や議論を排除することによってではなく、むしろそうした活発な議論を包容することによってよりいっそ有効性を高めることになるのではないだろうか。

今まで確認してきたように、イグナティエフの人権構想は、いわゆるカントに代表される人格の尊厳に基づいたものではない。イグナティエフの人権論の根本にある人間認識とホップズのそれとの思想的連関に着目すると、イグナティエフの人権論が単なるプラグマティックな観点から考えられているのではなく、人間の内在的価値に人権の基礎を置こうという人権論とは異なった、もう一つの西洋の人権論の水脈に繋がっていることが見えてくる。ホップズと近親性に見られるよう

に、人権の基礎を契約や規約に置くもうひとつの人権原理に立脚していると思われる。そうだとすれば、イグナティエフの基礎付け主義批判は、もうすこし違った捉え方ができるのではないだろうか。次にこの問題を考えてみよう。

### III. ルール的・人権原理としてのミニマリズム

我々はこれまでの論述を通して、イグナティエフの人権思想を貫く問題意識の所在を確認することができた。それは、第一に、どうすれば人権概念の普遍性と道徳的多元主義とを調和させることができるかという問題、第二に人間の尊厳や神聖さといった超越的な権威を人権の根拠とみなす人権思想とは違った仕方で、どのような人権概念が構想できるかという問題であった。

こうした問題に対するイグナティエフの答えは、人権の目的を、「消極的自由」を意味する個人の主体的行為能力の擁護に限定しようという「人権のミニマリズム」の考え方である。これは、個人の自由を束縛するさまざまな迫害、抑圧、差別、さらには主体としての自尊感情を踏みにじる残酷な遭遇や品位を貶める取り扱いなどから、個人を解放することを最優先の目的としている。個人が自己の人生の目標を自由に選択できない社会、自己の思想信条を自らの意志で選び取れず、政治権力や宗教的権威によって信仰や思想を強要されるような社会は現実に存在してきたし、現に存在している。人権は、こうした抑圧的生活を余儀なくさせられている「力なき者の立場を向上させ擁護することを目指す政治的主張<sup>(23)</sup>」に他ならない。

ところが、イグナティエフの主要な問題関心が、実践的で実効的な国際人権レジームの構築にあるため、彼の人権論には、人権に関する原理的思考をプラグマティックな目的を阻害する要因として否定的に捉えられる傾向がある。人権の根拠に関

する観念的な論争、文化的差異に基づく人権觀の相違と対立といった問題に対しては、原理的思考、あるいは基礎付け主義的な議論は分裂を招くだけであって、現実の世界に起こっている虐待や抑圧の解決には役立たない。むしろ、こうした議論には「沈黙」をもって対処すべきである。そのためには人権概念を拡大する傾向に歛止めをかけ、必要最小限度に止め、広く合意が得られるようすべきだ、というのがイグナティエフの主張であった。

現実の問題に目を向けて人権論を構築しようという彼の提言は、大変有益である。ただ、人権の根拠に対する原理的思考に関する彼の姿勢は、いささか偏狭に過ぎるといえないだろうか。ミニマムな人権概念といえども、何らかの人権原理に立脚していることは明らかであるし、その原理に対する反省的思考を放棄すれば、人権が自らの基盤に対して無自覚な信念に過ぎなくなってしまうのではないだろうか。

たしかに今日の多くの人権文書には、人権の根拠に対する説明や解明は見られない。その理由は、イグナティエフのいうように、「熟議にもとづく沈黙<sup>(24)</sup>」という賢明さによるものであろう。しかし、それは、「人権とは何か」という問い合わせ不要であることを意味しているのではない。国際人権レジーム構築という現実の課題をひとまず優先するためにとられた措置であって、デカルトの言葉を借りれば一種の「暫定道徳」である。したがって、原理的な問い合わせの重要性はいささかも減じてはいないのである。

最後に、イグナティエフの問題意識を共有した上で、原理的思考を肯定する方向をイグナティエフ自身の人権概念の中に探ってみたい。

この問題に、一つの方向付けを与えてくれる優れた業績に、金泰明氏の『マイノリティの権利と普遍的人権概念の研究』および『共生社会のため

の二つの人権論』<sup>(25)</sup>がある。ここで、金氏は、西洋の人権思想そのものが一枚岩の単一原理によって成り立っているのではなく、複数の異なる人権原理の水脈を内包していることを指摘し、そこから多様な人権原理の可能性を考えようとしている。

金氏は、西洋の人権思想には大きく分けて二つの原理が存在するという。ひとつは「価値的人権原理」、もうひとつは「ルール的人権原理」である。あとで詳しく述べるが、前者の「価値的人権概念」は、ロックやカントの人権概念を念頭においている。それは、イグナティエフが批判する宗教的・形而上学的人権原理であり、人権の根拠に神や人間の尊厳という超越的な価値や至高性を置く人権思想である。それに対して後者の「ルール的人権原理」は、ホップズ、ルソー、ヘーゲルに見られるような社会における約束や相互承認に人権の基盤を求めるものである。

金氏が提示したこの二つの人権論のモデルに基づけば、イグナティエフの主張する「人間の主体的行為能力の保護」としての人権概念や人権思想は、「ルール的人権概念」の思想的系譜に連なっているように思われる。そうだとすれば、イグナティエフの基礎付け批判は、「価値的人権原理」に対する批判であって、基礎付け主義的議論そのものに対する拒否と考える必要はないのではないか。つまり、人権の正当化、基礎付けの議論は、「価値的人権原理」によるだけではなく、もうひとつの「ルール的人権原理」に立って行うことが出来るはずである。

そして、この「ルール的人権原理」は、金氏も指摘しているように、もちろん万能の人権原理ではないが、「価値的人権原理」とは異なり、世界の道徳的多元性に対して開かれた性格を持っている<sup>(26)</sup>。イグナティエフの人権論を、この方向に沿って解釈することによって、多様な人権原理の共存の可能性を探ることができるのではないだろうか。

金氏は『マイノリティの権利と普遍的人権概念の研究』において、二つの人権原理を次のように整理している。まず、「価値的人権原理」からみてみよう。

「〈価値的人権原理〉では、人間は尊厳（人格）をもつ価値ある存在である。人間の尊厳は人間であるという事実だけでもたらされる。それゆえ権利の根拠は人間自身に内在する。人間は「生来の権利（inherent）」、「不可譲の権利（inalienable）」、したがって国家権力によって奪われることのない超越的な価値（前国家的権利）とされる。人間の存在それ自体が価値（人間の尊厳、人格）あるもので、人間の属性—出自・身分・性別・信条・思想・財産の多寡など一にかかわらず人格（自由、自律存在）として万人は「平等（equal）」である。ここでは自由や権利は価値（善）の実現に向かう「べし（当為、義務）」とされる。「他人への尊敬心」や「他者を手段としてではなく目的として扱う」ことが善として要請される。人格それ自体および人格を高めることが目的とされ、「私」の自己決定権や価値（善）の実現が基本的な目標とされる。<sup>(27)</sup>」

この人権観の基礎になっているのは、ロックの自然権思想とカントの道徳的自由論である。金氏によれば、この原理の意義は、なによりもすべての人に等しく人権があること、そしてその権利によって国家権力から個人の生命・財産・自由が守られることにある。すなわち人権の普遍性である<sup>(28)</sup>。この「価値的人権原理」の普遍性の役割には、「被差別者や被抑圧者あるいは社会的弱者とされる人びとやマイノリティの、権利と「人間の尊厳」を擁護<sup>(29)</sup>」するところにある。

1948年の「世界人権宣言」の次のような文章は、明らかにロック的な自然権とカント的な人格の尊厳とが融合して成立している。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認すること

とは、世界における自由と正義と平和の基礎である。」（前文）

「第一条 すべての人間は生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。」

ところが、金氏はこの「価値論的人権原理」には、いくつか難点があるという。第一の問題は、「権利の根拠の「恣意性」の問題」である。この原理は、人権の価値を国家や社会といった世俗的な世界を超えた次元に想定している。それゆえ、自然権にしろ、神にしろ、人格の尊厳にしろ、ある種の形而上学的な世界観を前提にせざるを得ない。だが、この世界観は特定の文化・文明の思考様式や価値観を基礎として成り立っており、その意味で、特殊的な存在性格をもっている。言い換えば、原理の根拠がある種の「物語」や「神話」の性格を持つことになり、「各々の共同体内部にだけ通用する「普遍性」しかもちえない」のである<sup>(30)</sup>。

第二は、「価値的人権原理」のもつ「義務論的性格の問題」である。価値的人権原理は、いかなる議論や疑惑も寄せ付けない絶対的真理と考えられ、人びとにとて人権を守ることは義務である。そうなると、この人権原理を受け入れない人々に対しては「抑圧的」な姿勢や態度を取ることになり、他の人権原理に対する不寛容が生まれる。

第三は、その「理念主義的傾向の問題」である。一言でいえば、「価値論的人権原理」は善や正義といった抽象的観念の実現を目指すものであり、現実の社会におけるさまざまな利害対立を調停したり、多様な価値観の間の食い違いを微妙に調整したりするような役割には不向きである。高い理想を追い求めることを人々に求め、和解や妥協を拒む結果を招きかねない。

第四は、「権利主体の不分明さの問題」である。これは、言い換えれば権利主体、すなわち人権を保障されているとされる「人間」とは誰のことを指すのか、という権利主体の実質的内容が、時と場合に

よって異なっているということである。とりわけ政治的権利は、最初からすべての「人間」に認められたのではなく、女性、子ども、有色人種、外国人などを排除してきたことはよく知られている。要するに、「権利主体の根拠が、もともと恣意的におかれている以上、誰を「主体」にするかは「恣意的」に決められる問題」になってしまう<sup>(31)</sup>。

「価値的人権原理」に関して金氏が指摘する4つの問題点のうち、最初の3つは、イグナティエフが「偶像崇拜としての人権」と呼ぶ人権の基礎付け主義的な議論が内包する問題と共通した性格をもっていることは、明らかだろう。普遍性の根底にある「神話」や「物語」、義務論的で理想主義的な性格、それらは異なる価値観同士の対話や相互理解に対して、促進的に働くというよりも、阻害的な効果をもたらしかねない。

「だから、この種の基礎付け主義の主張はかならず分裂をもたらすことになる。そしてこの分裂は、人類がいつもその議論に決着をつけるやり方、つまり討議と妥協によって解決できるような代物ではない。」<sup>(32)</sup>

したがって、人権原理の根拠に対する原理的な反省を欠いたままで、「価値論的人権原理」を中心とした人権思想だけでは、イグナティエフが指摘するように、人権の普遍性と道徳的多元主義との関係は妥協や和解ではなく、分裂をもたらすことになるだろう。

ところが、人権思想の歴史には、もうひとつの思想的系譜がある。それは、「ホップズ、ロック、ルソーの社会契約論に基づき、ヘーゲルが「相互承認」の原理によって豊富化し、発展させた<sup>(33)</sup>」人権原理、すなわち「ルール的人権原理」である。この原理について、金氏は次のように説明している。

「〈ルール的人権原理〉は、権利の根拠として超越的な権威ではなく、約束を正当な権威の基礎とみなす。だから、権利は人間の存在自体に由来す

るのでなく、人間同士の関係性の中で生み出される。各人は自由な存在であるが、自由は人と人、個と全体の関係を通して実現される自由である。ここからは、自由な個人の約束（合意、同意、契約）による社会が構想される。各人は対等な資格をもつ市民としてのルール関係に参加する。各人に求められるのは、共通の利益に配慮し判断した自分自身の意見をもつことである。さらにここでは権利が共通の合意によって生まれるだけではなく、つねに新しい合意や共通了解を目標とする。それゆえ、民主的な話し合いを通じて各人が深く納得し、相互の承認を通して和解し、共通了解を形成する努力をしなければならない。ルールは共通の合意に基づいて承認されたかぎり各人はそれを遵守しなければならないが、現実と齟齬し古くなつたルールは、新たな共通了解に基づいて書き換えることができる。」<sup>(34)</sup>

この「ルール的人権原理」は、権利の根拠として「超越的な権威」を想定していない点、さらには、各人を自由な存在と規定した上で、その自由が人ととの相互関係の中で実現されるという相互性や関係性を念頭においている点で、まずイグナティエフの人権概念と重なることは明らかだろう。ただ、イグナティエフはルールに対する合意の根拠として、社会契約的原理規定を採ってはいない。もともと、かれの人権論そのものが原理的反省を可能な限り排除した上でなりやっているため、ルールの正当性の根拠としては、契約というよりは、道徳的相互性を想定している。

もちろん、「ルール的人権原理」といっても、それを代表するホップズ、ロック、ルソー、ヘーゲルなどの哲学者によって、原理の構造や重点の置き所は異なっていることはいうまでもない。しかし、概ね共通しているのは、人権の根拠の世俗性、自由で理性的存在としての個人、個人の自由意志に基づく自己実現としての生に対する肯定的態度、

ルールの下での平等、対話・討議・熟議などの話し合いへの参加による利害の調停と和解、などといった原則に対する積極的な関与である。

ここでイグナティエフが『人権の政治学』で示した彼の人権思想の骨子をもう一度要約してみよう。

- (1) 人権の目的は、人間の主体的行為能力(human agency)を保護することにある。この主体的行為能力とは「消極的自由」、すなわち「各個人が共生や妨害なしに合理的意図を達成する能力」を意味している。いいかえれば、人権とは個人に「当事者能力(empowerment)」を与える言語である。<sup>(35)</sup>
- (2) 人権は、神が人間に与えた価値や自由としての人間の尊厳といった、人間に生得的に与えられた価値によって正当化されるのではない。逆に、人間的自然の中にある残酷さや他者に対する無関心に歯止めをかけ、それを制御するために必要とされるのである。<sup>(36)</sup>
- (3) 人権は世俗的な立場から擁護されなければならない。人間的自然への不信から超越的な根拠を求めるのはかえって狂信的で偏狭な行動に結びつくので危険である。<sup>(37)</sup>
- (4) 世俗的な人権擁護論は、道徳的相互性に基づく。他者を虐待する人間が、自分もそのようにされたいかどうかというテストによって、人権を正当化できる。<sup>(38)</sup>
- (5) 人権は個人の権利保護を第一とする。したがって、人権概念から個人主義的性格は排除できない。<sup>(39)</sup>
- (6) 権利に関するさまざまな問題は、暴力ではなく、説得や熟議によって調整しなければならない。個人は、熟議に参加するものとして、だれであれ等しく敬意を持って扱われる。<sup>(40)</sup>

イグナティエフの人権概念は、人権の正当化にみられる世俗性、合理的意志を持った個人という人間観、その個人の自由を守るための社会的制度

としての人権、そして権利に関する利害関係の対立を調整する手段としての熟議、熟議への参加において保障される個人の平等性などが特徴として挙げられる。イグナティエフの人権論の立場を、思想的系譜の観点から見れば、その基本的な特徴を見る限り、「ルール的人権原理」として捉えることができる。

では、「ルール的人権原理」にはどのような意義があるのか。再び金氏の言葉を引用しよう。

「<ルール的人権原理>は（中略）「価値対立の克服」という問題を考えるうえで、大きな存在意義と役割をもつことを指摘したいと思います。というのは、価値対立を克服する原理は、自らの正当性を主張し存在の承認を求める、さまざまな相異なる価値観の文化的グループや民族・エスニックグループに対して、「誰もが欲すること」、つまり社会的公共性を正当に設定できるかどうかにかかるところです。このとき必要とされるのは、互いの文化的価値や信条の差異を認めつつも、常に公共的な事柄に関心を持ち、議論し決定を共有する、日々の経験の蓄積です。いうならば、<ルール的人権原理>に基づく相互承認の関係なのです。」<sup>(41)</sup>

金氏が指摘するように、今日の世界における「ルール的人権原理」の最大の利点は、価値対立の克服である。イグナティエフがミニマムな人権概念を提示したのも、グローバル社会における価値対立を調停するためであった。「価値的人権原理」ではなく「ルール的人権原理」に立脚するイグナティエフの人権思想は、必ずしも最小限の人権へと退却しなくとも、自らの原理的基盤に関する原理的探究を行うことによって、道徳的多元主義と人権の普遍性との和解という課題に答えていくことが出来るのではないかだろうか。イグナティエフが提言する人権概念を、この「ルール的人権原理」としてさらに展開していくば、道徳的多元主義に対して開かれた人権原理の探求が可能になるだろう。

## 「普遍的人権概念と道徳的多元性 —イグナティエフの人権思想—」

## 【注】

- (1) マイケル・イグナティエフ、添谷育志・金田耕一訳『人権の政治学』、風行社、2006年  
 (2) 金泰明『マイノリティの権利と普遍的人権概念の研究』トランスピュー、2004年  
 (3) イグナティエフ、前掲書、109頁  
 (4) 同上、114頁  
 (5) 同上、112頁  
 (6) 同上、133頁  
 (7) 同上、134頁  
 (8) 同上、103頁  
 (9) 同上、105頁  
 (10) 同上、104頁  
 (11) 同上、105頁  
 (12) 同上、105頁  
 (13) 同上、106-107頁  
 (14) 同上、120頁  
 (15) 同上、107頁  
 (16) 同上、136頁  
 (17) 同上、138頁  
 (18) 同上、136頁  
 (19) 同上、137頁  
 (20) 同上、137頁  
 (21) 同上、118頁  
 (22) 同上、25頁  
 (23) 同上、257頁  
 (24) 同上、134頁  
 (25) 金泰明『共生社会のための二つの人権論』トレンスピュー、2006年  
 (26) 同上、159頁  
 (27) 金、前掲書、155頁  
 (28) 同上、161頁  
 (29) 同上、161頁  
 (30) 同上、162頁  
 (31) 同上、167頁  
 (32) イグナティエフ、前掲書、103頁  
 (33) 金泰明、『マイノリティの権利と普遍的人権の研究』、168頁  
 (34) 同上、155-156頁  
 (35) イグナティエフ、前掲書、106-107頁  
 (36) 同上、137頁  
 (37) 同上、145頁  
 (38) 同上、148頁  
 (39) 同上、118頁  
 (40) 同上、142頁  
 (41) 金泰明、『共生社会のための二つの人権論』、159-160頁